

令和6年6月12日

総務局職員部人事課

担当 平松 (972-2121)

昭河区区政部

担当 福留 (735-3810)

スポーツ市民局地域振興部区政課

担当 後藤 (972-3111)

市政記者クラブ 様

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	昭河区において、身元明確なるも引取者のない遺体事務に係るご遺体2体について、うち1体については令和3年4月23日から、もう1体については同年5月30日から、いずれも事案が発覚する令和5年12月25日までの間、該当職員がこれらのご遺体を管理台帳に記載せず、長期間にわたって事務処理を怠ったことにより、火葬されずに葬儀会社の保冷施設に安置されたままとなっていたもの。
被処分者の所属・補職・処分内容	昭河区主事 男性・40代 減給10分の1 6月
管理監督責任	東区部長 [令和3年度当時：昭河区課長] 所属長文書訓戒 昭河区課長 [令和4年度及び令和5年度当時：昭河区課長] 所属長文書訓戒 港区課長補佐 [令和3年度当時：昭河区係長] 所属長文書訓戒 財政局課長 [令和4年度及び令和5年度当時：昭河区係長] 所属長文書訓戒
処分年月日	令和6年6月12日 (水)